

## 令和6年能登半島地震 氷見市災害義援金(第一次配分)の配分について

### 概要

令和6年能登半島地震に際しまして、県内外の方々から氷見市に寄せられた義援金を公平に配分するため、3月5日、「令和6年能登半島地震氷見市災害義援金第1回配分委員会」を開催し、次のとおり、第一次配分計画が決定されましたので、ご案内します。

### 第一次配分計画の概要など

- 義援金総額 101,826,977円（令和6年2月29日時点）
- 配分対象  
人的被害：死亡、重傷（氷見市は該当者がいないため設定なし）  
住家被害：全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊
- 配分の考え方
  - 現時点の義援金を勘案し、県決定額を参考に被害の程度に応じて支給単価を決定（今後の新規の「罹災証明書」交付世帯分を考慮し、一定額を配分残額として留保）。
  - 今後寄せられた義援金及び第一次配分の残額については、改めて配分委員会を開催し、追加配分を実施予定。
- 第一次配分基準・配分額

（単位：千円）

区分	被害状況(A) (2月25日現在)	支給単価(B)	支給額(A×B)
全壊	155 世帯	100 千円/世帯	15,500
大規模半壊	41 世帯	70 千円/世帯	2,870
中規模半壊	54 世帯	50 千円/世帯	2,700
半壊	241 世帯	20 千円/世帯	4,820
準半壊	591 世帯	10 千円/世帯	5,910
一部損壊	2882 世帯	5 千円/世帯	14,410
小計	3964 世帯		46,210
概算配分(※) (「罹災証明書」 未交付分)	2096 世帯	10 千円/世帯	20,960
合計	6060 世帯		67,170
配分残額			34,656

(※)「罹災証明書」未交付分に係る被害の程度の見込みが困難なため、被害の程度を一律「準半壊」10千円と仮定し、概算額を算出し、今回の第一次配分額に計上

5 配分の時期等

被災世帯（罹災証明書が交付されている世帯）に、案内及び申請書を送付申請があった世帯に3月下旬から順次支給  
住家被害に該当し、市の見舞金を申請された方は申請不要

[参考]

(単位:千円)

区分	県の義援金 支給単価	市の義援金 支給単価	合 計
全壊	600 千円/世帯	100 千円/世帯	700 千円/世帯
大規模半壊	450 千円/世帯	70 千円/世帯	520 千円/世帯
中規模半壊	300 千円/世帯	50 千円/世帯	350 千円/世帯
半壊	150 千円/世帯	20 千円/世帯	170 千円/世帯
準半壊	60 千円/世帯	10 千円/世帯	70 千円/世帯
一部損壊	20 千円/世帯	5 千円/世帯	25 千円/世帯